第48回 明石市環境審議会

日時 平成23年10月21日(金)午前10時 場所 明石立勤労福祉会館 第4·5会議室

○会 長 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、明石 市環境審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席い ただきまして、まことにありがとうございます。

では、事務局から、資料の確認と明石市環境審議会の設置について確認をお願いいたします。

≪審議会成立の確認≫

○会 長 ありがとうございました。

それでは、あと2名の委員の方が数分後にご参加してくださるという 予定で始めたいと思います。それでは、次第につきまして、議事につい て事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局C 議事の1番目、(仮称) 次期明石市環境基本計画 (素案) につきまして、 ご説明させていただきます。本日、審議いただきます素案ですけれども、 きょうの審議会の後、いただいた意見をもとに修正をしまして、11月 1日から30日間パブリックコメントを行います。また、同時期に市内 5カ所におきまして、市民とともに考える会を開催して、市民との意見 交換会をいたします。そこで出た市民意見を反映させ、再度12月に環 境審議会におきまして、最終案という形で審議いただきます。今後の流 れにつきましては、そのようになっております。

> 本日は、市民意見の募集の前の素案ということですので、これまでの 審議と同様、計画として不足している項目はないか、抜けている点はな いのかなどを見ていただくとともに、文章につきましてももっとふさわ しい表現がないかというような観点からもご意見をちょうだいできたら と思いますので、どうぞよろしくお願いします。

素案について、ご説明させていただきますが、前回審議会では、骨子

案という形でお示しさせていただきました。その後、議会からも意見をいただき、また素案を作成した後は、10月7日の市民会議で議論し、そこで出た意見を反映させ、本日の素案ということでお示ししております。それぞれで出た意見につきましては、参考資料として添付しております。そのようなことですので、前回の審議会での骨子案から追加したところ、修正したところ、変更したところを中心にご説明させていただきます。

それでは、資料の「(仮称) 第2次明石市環境基本計画 (素案)」に沿ってご説明させていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。第1章の計画の基本的事項ですけれども、こちらの2ページ目、表、国の動きや、県、それから本市の動きを過去5年間について追加しております。

次に、3ページ目をお開きください。(4)の「計画の位置づけと役割」といたしまして、文章の3行目以降、「一方、『ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン』」からその後の文章ですが、6行目までの文章を前回の骨子案から追加しております。

それから、下の計画の体系図なんですけれども、左の方、「環境関連の個別計画」、以前は「環境部の個別計画」という表現でしたが、「環境関連」という表現に改めております。

また、右の赤い点線で囲ったところなんですが、これも「他部の個別 計画」となっていたところが「他の個別計画」という表現に改めました。

次に、4ページ目ですけれども、(5)の計画の対象の1)「対象とする環境」についてですが、④の「地域環境(典型7公害)」、以前は「典型7公害」という表現だったんですけれども、後の明石市の環境の現状のところで、典型7公害のこの分につきましては、「地域環境」と表現しておりますので、こちらの方も「地域環境」という表現で統一いたしました。

それから、(6)「計画の期間」ですけれども、ここの文言を前回会長からいただいた修正の意見のとおり修正しております。「平成23年度から平成32年度までの10年間とします」と。「ただし、将来世代に及ぶ環境も視野に入れます」という表現と改めております。

それから、下の図1-2、現行の計画から次の計画への流れ、このような図を追加しております。

それでは、5ページ目をお開きください。ここからは、第2章「明石市の環境の現状」になるんですけれども、8ページ目、「環境の現状」について、ここ以降が①「現状」、②「課題」という構成になっておるんですけれども、前回の骨子案では、一部課題が抜けておるところがありましたので、すべての項目に「現状」と「課題」と、追加をしております。

また、8ページにつきましては、図2-8を追加しております。これは、市民会議で出た意見なんですけれども、目標設定をわかりやすく、25%削減すればどうなるんだというようなところをもっとわかりやすく表現してはどうかという意見をいただきまして、この図を追加しました。

次に、9ページ目なんですけれども、こちらも温暖化についての解説 を四角で囲った部分を追加しております。

次、2)の「自然環境」についてですが、①「現状」のエ)「海岸・沿岸地域」のところで、これも市民会議で出た意見としまして、「鳥類のシギやチドリ類がゴカイやカニなどを捕食し」という表現があり、4行目なんですけれども、そういう文章があるんですが、「ゴカイ」というところ、以前は「ヤドカリ」ということになっておったんですが、ヤドカリをシギやチドリが捕食するような事実はないという指摘がありましたので、「ゴカイやカニ」ということに修正しております。

また、②の「課題」のところなんですが、以前は前の骨子案では、「ミシシッピアカミミガメをはじめとする外来種の」が「西日本有数の生息地」だという表現がありましたけれども、これも前回審議会でご意見をいただきまして、外来種がいるのはいいというような、誤解を招くような表現になっているということでしたので、課題の方に入れまして、「外来種の侵入による生態系のかく乱に対する対策などが課題」だという文章とさせていただいております。

それから、3)の「廃棄物」の②の「課題」のところなんですが、「ご みの有料化」という表現が出ておりました。これにつきましては、ごみ の有料化という具体的なものではなく、「3Rを中心とする減量・再資源 化の推進」という表現に改めております。

その下の表 2 - 2 につきましては、平成 2 1 年度までの数値しか入っておりませんが、平成 2 2 年度のデータが確定した時点で、平成 2 2 年度のデータを記載する予定にしております。

14ページをお開きください。これは、市会の方から出た質問なんですけれども、14ページの一番上の行から「また、自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに」、その次の文章を追加しております。「具体的な事案については対処しながら」という文章を追加しました。これは、実際苦情があるじゃないかと。自動車騒音、振動についても苦情があるじゃないかと。それについての対応というものを記載する必要があるんじゃないかという意見をいただきまして、このように追加しております。

その下の 5)「身近な空間における環境」。前の骨子案では、ここは「コラム」にするということで提案させていただいていたんですけれども、コラムというのは計画書にはふさわしくないという意見をちょうだいしまして、ここでは「緑化」と「都市公園」についての現状と課題を記載しております。

次に、15ページをお開きください。第3章のタイトルなんですけれども、これも前回の審議会で意見をいただきまして、「めざす環境像と計画の基本理念」としております。後のこの章の構成の順番と合わせた形のタイトルとしております。

それから、(1)「明石市のめざす環境像」の1)「めざす環境像」につきましては、特にここの文章でなんですけれども、この計画に対する思いというようなものをどこかに入れたいという思いがありまして、骨子案からかなり追加しております。ここでは、この計画の決意表明的な意味合いの文章を入れております。

それと、第2段落目の「私たちは、利便性や快適性を求めて限りある 資源を消費する現状から、将来世代まで安全で安心してくらせる持続可 能な社会にむけて、ライフスタイルを見つめ直す転換期をむかえていま す」とあります。これも、議会から出た意見でして、快適さや利便性を これから求めるのではないだろうという意見をいただきましたので、こ の文章を追加しております。

それと、「めざす環境像」を二重の四角で囲った、その下の文章、3行の文章なんですけれども、2行目の「昔のくらしのよいところを受け継ぎ、将来にわたり」という表現に修正しております。100年先とかというそういう具体的な数字じゃなく、将来にわたりという表現の方がふさわしいという審議会での意見をいただきまして、このような表現に修正しております。

あと、骨子案ではここのページに、明石市の将来のイメージ図を挿入するということになっていたのですが、これは市民会議で出た意見なんですけれども、それはもっとわかりやすく表紙にしてはどうかという意見をいただきましたので、ここではイメージ図を入れずに、表紙にイメージ図を入れるように、そのようにしたいと思います。

次、16ページ目なんですけれども、骨子案ではこの図を第3章の先頭に持ってきておったんですけれども、「めざす環境像」のところに決意表明的な文章を入れたということで、まずこれを前に持ってきました。 それで、図3-1を2番目に持ってくるという変更をしております。

また、基本理念と基本方針のこの順番も入れかえて、基本理念を上に、 その下に基本方針というふうに変更しております。

17ページをお開きください。(2)「計画の基本理念」の4番、「私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが」という「日常のくらしが」という文言を追加しております。これも審議会でいただいた意見で、このように修正しております。

それから、18ページの基本方針ですけれども、18ページ、19ページの基本方針を記載しておりますが、骨子案ではもう少し内容は少なかったかと思います。ここは、それぞれの社会の実現に向けての説明になるので、ある程度ストーリー性を持たせるような文章と構成と変更しております。

それでは、20ページをお開きください。ここの図4-1、一番下の「横断的施策」というところを少しずらして、基本的施策と並ぶような位置に修正しております。

また、①の「低炭素社会の実現」の「基本施策」について、4つある

んですけれども、それの4つ目、「他の施策と連携し、温室効果ガスの排出削減を図る」というふうに変更しております。これも、審議会で出た意見で、この計画は個別計画を羅列するものではないんじゃないかと。他の個別計画を結びつけるような役割があるんじゃないかということで、単に個別計画「ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン」で挙げている基本方針ではなくて、「他の施策と連携し」という表現に改めています。

21ページ目以降につきましては、それぞれの基本施策にぶら下がる 具体的な施策について、主なもののみですけれども、写真と説明文を記載しております。

これの24ページをお開きください。図4-14「緑のカーテン」の 写真があるんですが、これは実は保健センターでの緑のカーテンの写真 なんですけれども、今年度実は地球環境課でグリーンカーテンコンクー ルというものを行いました。ここの写真につきましては、そのグリーン カーテンコンクールの優秀作品と差しかえる予定となっております。こ れも、市民会議で出た意見です。

それから、少し後ろに移るんですが、29ページをお開きください。 骨子案では、基本施策17番として、「市民・事業者・行政の協働による 取り組みを推進します」というものが、基本施策として挙げていたんで すけれども、「協働による取り組み」というのは、この基本計画の前提と なるものですので、あえて「基本施策」と挙げる必要なないだろうとい うことで、事務局の判断でここは削除しております。すべての基本施策 について協働でやっていくんだということが前提となりますので、削除 しました。

30ページ目に移らせていただきます。ここの項目では、エコウイングの役割についての意見がたくさんありまして、前回の図ではエコウイングがすべてするようなイメージ、そのような図になっておったんですけれども、エコウイングはあくまでもネットワークの核だということで、まず3)の「各主体の連携」の3行目に、「ネットワークの核となるエコウイングあかしについては」という文章に修正しています。

また、この図5-1につきましても、ネットワークの核はエコウイン

グあかし、推進事務局が地球環境課として、それをつなぐゆるやかなネットワークのイメージというふうに修正しております。

次のページ31ページをお開きください。「計画の進行管理」についてですけれども、これも前回の審議会でいただいた意見で、進行管理の対象を明確にすべきじゃないかということで、1)の2段落目4行目以降、「低炭素社会、自然共生社会、循環型社会を実現するための基本施策については、各個別計画の進行管理の状況を踏まえ、総合的に点検・評価する」という文章を追加しております。「安全・安心社会の実現のための施策については、基本施策を構成する個別の取り組みの実施状況を確認する」と。進行管理の対象を明確にするために、このような文章を追加しました。

それから、その下の図 5 - 2 の進行管理の図につきましても、環境レポートで基本施策の実施状況を公表して審議会で確認すると。市民意見を募集して、また基本施策の実施状況に成果として戻すというものと、その横に、環境関連の個別計画についての進行管理を追加しております。右の方の「環境関連個別計画の進行管理」、ここを追加しております。総合的に、環境レポートで進行管理していくんだというような図にしました。

それから、(3)「計画の見直し」ですけれども、3行目、「見直しは3年後を目処に」ということに変更しております。今、環境を取り巻く状況というのは、目まぐるしく変わっています。したがって、5年後というのは少し長いんじゃないかということで、市民会議で意見をいただきまして、「3年後を目処」ということで変更しております。

32ページの第6章「環境行動指針」に移らせていただきます。(1)の「市民・事業者の環境行動指針」についてですけれども、これも市議会の方から出た意見で、市民・事業者にもっと厳しく表現してもいいんじゃないかという意見をいただきまして、この(1)の「市民・事業者の環境行動指針」の2行目、「市民や事業者の主体的な環境行動が必要です」という「必要です」という言い切りの表現に変更しております。

それから、その下の1)の3行目、「地域での環境保全及び創造のための活動への積極的な参加をするとともに、地域の情報等を市に提供して

情報を共有し、一市民としての行動から地域全体の行動へと広げていく 役割も担います」と。これは、市民会議で、市民からもモニター制度の ようなものをつくって、そのモニターの方から情報をもらったらいいん じゃないかという意見をいただきましたので、この部分を追加しており ます。

ここの環境行動指針につきましては、具体的な行動例を挙げていくと ころではあるんですけれども、あまり限定的な行動例を挙げるとたくさ んになってしまいますので、ある程度大きなものについての行動例を挙 げております。

次のページには、事業者の行動指針、市の行動指針を記載しております。

全体の構成としまして、あと第7章といたしまして、計画の経緯と、 あるいは用語集のようなものを入れる予定としております。

以上がこの第2次明石市環境基本計画の説明となりますけれども、計画として不足している項目はないのか、あるいは抜けている点はないか、また文言の修正などもございましたら、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○会 長 ありがとうございました。皆様の資料の最後にあると思うんですが、参考資料4というのをごらんいただきますでしょうか。それをごらんいただきますと、計画策定のスケジュールがあります。前回の環境審議会が8月30日にあったわけなんですが、そのときに骨子案をお示しいただきまして、大体はできていたわけなんですが、それ以降参考資料1から2、3にありますように、そこで出された環境審議会からの意見、そしてその後に開かれました市民会議から出された意見、それに加えて市議会から出された意見に基づきまして修正されたものが、今ご説明いただきました素案なわけなんです。ですから、前回が骨子案だったのに比べて、3つの立場からご意見をいただきまして修正を加えてできたものが、この素案ということです。

ですから、かなり完成度は高いものとなっているはずなんですけれども、今後パブリックコメントにかけていくということになりますので、

本日ご意見をいただきまして、さらにこの素案につきましてつけ加えることがあったら加え、修正すべきことがあったら修正して、それをパブリックコメントにかけて、そしてもう一度市民会議を開いて最終案を出していっていただいて、そして12月中旬の環境審議会でもう最終案としてまとめたいということです。

かなり詳しくご検討いただいて修正を加えたということもありますし、 それからこの素案の中で順序に矛盾のないように、非常にきちんとまと めていただいたということ、そして前回の骨子案と比べまして事務的な ものではなくて、先ほどご説明いただきましたように、「めざす環境像」 などで行政としても熱い思いを文章として表現していただいたというこ とと、市民会議の皆様からかなり熱心なご意見をいただきまして、この 審議会でもいただきましたご意見と加えて、かなり整理されて落ち着い たものとなっていると思います。

しかし、まだ抜けているところがあるかもしれませんので、抜けているところがないか、そして文章としておかしいところがないか、などにつきまして、本日ご意見をいただきまして、パブリックコメントにかける前のものとして完成させていきたいと思います。

それでは、何か皆様から抜けているとか、ここがおかしいとか、意見を言ったのに修正されていないというところがございましたら、よろしくお願いいたします。はい、委員A、よろしくお願いいたします。

- ○委員A 32ページ、1)の②「自然共生社会の実現に向けて行動例」一番上、「外来種を飼育・栽培する際は、適正に管理する」と書いてあるんですが、外来生物法、私、詳しくは覚えていませんけれども、たしか外来生物法に基づきますと、外来種は駆除される。飼育・栽培してはいけないと。そこのところをちょっと法律の方、確認いただいて、適正な文章にしていただいた方がいいんじゃないかなと思います。
- ○会 長 わかりましたでしょうか。32ページの第6章「環境行動指針」というところのページなんですが、真ん中よりも少し下の②「自然共生社会の実現に向けて行動例」となっていて、その一番上に「外来種を飼育・栽培する際は、適正に管理する」というところがあるんですが、法律によると、もう駆除しないといけないというふうになっているんですね。

- ○委員Aと思うんですが、ちょっと確認いただいた方がいいかなと思います。
- ○会 長 何か、事務局から。
- ○事務局C そこは確認いたしまして、修正したいと思います。
- ○会 長 そうですね。法律があるんだったら、やっぱりそれを優先しないといけないので、書き方を正しいものにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ちょっと今、偶然にも気がついたんですが、ここの①、②、③、④と、例えば「低炭素社会の実現に向けて行動例」、「向けての」じゃないんですかね。「の」が抜けていないんですかね。全体に「の」が抜けているようですね。「向けての」行動ですよね。全部。

はい、ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。はい、委員B。

○委員B 外来種のものは、法的に規制されているものはできないけれど、規制されていないものについては特に栽培とか飼育しちゃいけないということになっていないので、その両方を書いておくような感じですね。規制されているものについてはというようなことだと思います。

それと、あと大したことじゃないんですけれど、23ページの「ため池に生息するオニバス」というのが、「生育するオニバス」で、あと、「里山」と「里山林」という用語は、両方使われているので、もうどちらかに、どちらかでいいと思うんですけれども、どちらかに統一された方がいいと思います。

以上です。

〇会 長 ありがとうございます。用語とか表現上のことですね。「里山」、「里山 林」、どちらかに統一すると。

> オニバスのところをちょっと私、聞き逃して、23ページの「ため池 に生息するオニバス」ということですか。

- ○委員B 「生息」が「生育」。
- ○会 長 はい。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点ございませんでしょうか。はい、委員C。

〇委員C 24ページで、図4-17の「エコウイングの」になっていますが、ここは「エコウイングあかしの」かなと。

○会長 24ページの一番右端の下の図ですが、図4-17「エコウイング」となっているのが、「エコウイングあかしの」ですね。ありがとうございます。

市民会議またエコウイングあかしの今までいろいろご意見をいただいていたと思うんですが、市民会議からの意見は反映されていると思いますけれども、よろしいでしょうか。何か。例えば、30ページの第5章の「計画の推進」というページがありまして、30ページの下の図5ー1「各主体の連携」というところのエコウイングあかしさんのこの書き方について、前回の環境審議会でちょっとご意見いただいたと思うんですが、これでよろしいでしょうか。ネットワークの核として、エコウイングあかしというのがあって、推進事務局が地球環境課であるということがちゃんと明記されているわけなんですが、よろしいでしょうか。

- ○委員D これは、ネットワークの核というのが抜けておったということです。 エコウイングあかしについてなんですけれども、これを加えたことと、 どういう働きをするかということを提示したところでそのときにいろい ろな意見が出たものは盛り込まれておると思います。
- ○会 長 よろしいでしょうか。前回、エコウイングあかしが全部担うみたいな ちょっと重責のような感じの書き方になっていたので、より具体的に役 割を示していただいて、すべて役割というのがこれではっきりしたと思 います。

ほかによろしいでしょうか。委員E、よろしくお願いいたします。

○委員E 1つは、11ページの真ん中あたりの「光化学オキシダント」のところなんですが、「近年若干の増加傾向にありますが、環境基準については、達成していません」というこの文章のこの「が」が、どういう意味なのかよくわからないです。「若干増加傾向にあり、環境基準は達成していません」という意味だと思うんですが、この「が」があるのがちょっと何かおかしい。違和感があるんですけれど。

それと、あと、一番下の地下水のところなんですけれども、明石市は塩水化の問題というのは全くなかったんでしょうか。もしそういうことがあるのであれば、書いておかれたほうがいいのかなと。地下水の問題に関してですね。

それと、これも委員Bのご専門なんですけれども、9ページですけれども、里山林として位置づけられているものに、金ヶ崎公園と、大久保町とあと明石公園と挙がっているんですけれど、これはこういう表現でよろしいのでしょうか。明石公園は、その一部、奥のほうには里山林的なものが残っていますけれども、そういう表現でいいのかどうか、もう一度確認をしていただきたいと思います。

- ○会 長 ここで切らせていただきまして、まず終わりの方からいきますと、9 ページの真ん中より下のところに①「現状」とあって、ア)「里山林」というところがあるんですが、この里山林がかなり限定された地域として示されているんですけれども、もっとほかにもあるのではないかという。
- ○委員E いや、そうではなくて、挙げておられるんですけれど、金ヶ崎とか松 蔭新田は里山林というイメージは非常によくわかるんですけれども、明 石公園というのは里山林という……。里山林と位置づけられている地域 として、金ヶ崎公園と松蔭新田と明石公園の3カ所を挙げておられるん ですけれども、明石公園を里山林と呼んでいいのかどうか確認していた だきたいということです。
- ○会 長 はい。明石公園。明石公園を里山林と呼んでもいいのかどうか。
- ○委員B 里山林の定義ってちょっと難しいんですけれど、その上の方に「人工林はなく二次林となっています」というのがありますね。その二次林というのは、一遍破壊されたところから出てくるような林ということで、里山林を含んで、だからこの書き方自体間違っているわけじゃないんです。里山林というと、燃料用のためにずっと使われてきたかどうかということになるんですけれども、多分明石公園の奥の方の部分の一部は燃料林として使われてきたこともあると思うので、全部が全部、明石公園の林が里山林ではないんですけれど、一部は里山林が入っているので、この書き方でもいいかなという感じはしますが。
- ○会 長 ありがとうございます。では、これでも間違いではないので、この適 切な表現はなかなか難しいので、このままにさせていただきます。

それから、11ページをお開きいただきまして、真ん中よりも少し上に c)「光化学オキシダント」というところがありまして、そこの文章の中で、「光化学オキシダントは、一般環境大気測定局で測定しており、近

年若干の増加傾向にありますが、環境基準については、達成していません」というような、2回ネガティブな言葉が続くということなんですが、 結局どういうことなんでしょうかということ。いかがでしょうか。

○事務局A すみません。文章自体ちょっと今、会長がおっしゃられたように、二重の言葉になっておるんですけれども、増加傾向にもあるし、環境基準についても達していないというのが、正確な表現だと思います。なかなかこれは都市化の分ですので、よほどのこういうかなり全国的に達成されておるようなところというのが、非常に逆に少ないという、別に明石だけの特別な傾向ではないんですけれども、文章はその辺のところをちょっと整えたいというふうに思います。

以上です。

○会 長 はい、ありがとうございます。何というか、これ読んでいる方の期待としては、若干の増加傾向にありますが、環境基準は達していますというふうにすればいいのになと思うのに、まだしていませんということなので、本当に実際にこれ達成しているところがほとんどないということですので、ちょっと文章を工夫していただいて、おかしな期待を持たせないような書き方にしていただけたらと思います。

ただ、もう1点、地下水のことにつきまして、これは何かくみ上げに 関する問題点とかはないんでしょうか。

- ○事務局A 塩水化というふうなご意見が出たんですけれど、ちょっとまたこの地下水の調査についても、その辺のところは考慮に入れまして文章について検討していきたいと思います。
- ○会 長 よろしいでしょうか。地下水につきまして、もう少し詳しく調査した 結果を入れていただくということで。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい。

○委員F 8ページのところなんですけれども、「環境の現状」で、前回いきなり これがぽんと出てくると。威力がある目標とか、こういったところをつ けていただいて、大分幅が広がったのかなというふうに、わかりやすく なっていると思うんですけれども、これは基本計画ですので、あまり細 かいことを書くのはちょっとこれはという気がするんですけれども、後 ろの方で、20ページのところで「基本施策」という個別計画の中で入 ってきていると思うんですけれども、そういったところの主だったところですかね。8ページのところのグラフの間に、削減を目標として「地球温暖化対策に取り組んでいます」といったところを、何か主だった例示といいますかね、そういったところを観えばちらっと挙げて25%削減を目指してやりますといったところを表現した方がいいのかなと。市民・事業者が協力でやるという中で、再生可能エネルギーだとか、省エネ・省CO2の機器の採用とか、高効率機器、ヒートポンプ機器ですとか、あと、3Rの推進によってCO2排出を削減するといったような、全部書く必要はないと思うんですが、何かちょっと例示みたいな形で取り組んで25%削減を目指しますと言った方が、市民の方が見られて、大きなイメージがわくのかなと思うんですけれども。具体的な話は、20ページのところでも項目も書いてありますし、個別の計画の方にも詳細が入ってあると。こういった流れの方がわかりやすいのかなという気がするんですけれども、どんなものでしょうかね。

○会 長 ありがとうございます。今、おっしゃっているのは、委員Fからのご意見です。8ページのところの真ん中のところに、「明石市では、平成30年度までに25%削減を目標に」というところがあるんですが、そこのところをもう少し取り組んでいく、その具体的なステップみたいなのをもうちょっと書き込んだ方がいいのではないかというご意見ですね。確かに、個別計画の「ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン」として詳しく書いているわけですので、こちらの基本計画の方で、個別計画並みにいろいろ書いてしまうと重複するところもあるので、集約しているとはいえ、大きな目標に対してあまりにも少ないので、もう少し具体的に例えば再生可能エネルギーとか、そういうことにも配慮してとか、もうちょっと具体的に「ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン」に書いてあることの抽出したことでも、もうちょっと挙げた方がいいのではないかというご意見ですか。

- ○委員F 主なところでいいと思うんですね。
- ○会 長 そうですね。
- ○委員 F 代表的なものをちょっと例示として。
- ○会 長 そうですね。「など」。

○委員F 「など」という表現にしといたら、わかりやすいかなという。

○会 長 そうですね。個別計画に書いてあることと、矛盾しないように、「ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン」の中の重要項目を少し入れて、「など」を実施しながらみたいな、そういうことを入れた方がいいのではないかと。ちょっとこれは難しいと思うんですが、よろしくお願いいたします。少しそれを入れていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

私からも伺いたいんですが、31ページで、「計画の進行管理」というところがありまして、先ほどのご説明では、5年後をめどに見直しを行う予定だったんだけれども、もう少しいろんなことが起こって変化する可能性もあるし、担当する政権がどうなるかによっても方針が随分変わる可能性があるので、市民会議からのご意見も出て、見直しは3年後をめどに国の動向などを見ながら随時見直しを行いますとなっているんですが、たしか骨子案か何かのときに、3年ごとに見直すみたいなそういう言葉があったと思うんですが、この見直しというのは、結局、国などの動向を見ながら、5年よりはもう少し早い段階で見直すこともあるし、いろいろな社会情勢の変化によって、例えば5年後とか7年後とか、必要に応じて見直す可能性はありますということでよろしいんでしょうか。見直しというのは、1回だけじゃなくて、2回とか3回とかある可能性もあるということですか。

- ○事務局C 先生、おっしゃられたように、1回ではなく、それは2回もありだという意味合いのもので、今、環境を取り巻く現状というのは、かなり流動的になってきているのかなと思います。3年後をめどに見直すというふうにしております。
- ○会 長 よろしいでしょうか。はい、委員D。
- ○委員D これは確かに3年ごとにというようなことになっていまして、そうすると、10年というのは、3年、3年、3年、最後はどうなるんだというようなことが出ました。それで、とりあえず3年で見直しをやるとということになりました。その後はまた何年にするかというようなことはその後に決めたらどうかということになって、こういう表現になっております。

○会 長 国の動向もあるので、3年後きっちりとは限らないけれど、それぐらいをめどに、割と短期間で一度見直してはどうかということも書いておくということでよろしいですか。はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- ○副会長 細かいところではあるんですけれども、いいですか。 1 5 ページで、 第 2 段落の「私たちは、利便性や快適性を求めて限りある資源を消費す る現状から、将来世代まで安全で安心してくらせる持続可能な社会の実 現」というふうに書いてあるんですけれど、「利便性、快適性」というも のを捨てて、じゃあどういうものを求めるのかというところが、実はな いんですね。これは書くのは難しいですかね。
- ○会 長 持続可能な社会。ちょっとこれ、逆にあまりはっきり具体的に言ってしまうと、それから外れられないということになってしまうので、抽象的ではありますが、持続可能な社会の実現としか言いようがないというかですね。いいんじゃないかと思うんですが。確かに、国のビジョンがはっきりしない中で、明石市だけ突出して何かあまり具体的に言ってしまうと、ちょっと斜めの方向に行く可能性もあります。もちろん、明石市独自のこともあるんでしょうけれども、ちょっとここは難しいですね。
- ○副会長 というか、その利便性や快適性を今後は求めないということにまでな るんですか。
- ○会長 まあ、ある程度は、今までどおりではないぞという。全くなくなってしまうというのもちょっとね。あまりにも。
- ○副会長 そうですね。難しいところですね。
- ○会 長 もし、模範解答のようなものがあれば、ぜひ副会長からご提案いただ いて、よろしくお願いします。そうしましたら。
- ○副会長 よく言われるのは、物質的な何か物を求める社会から、心の豊かさを 求める社会にとか、そういう言い方をされるところはありますね。利便 性とか快適性の話ですね。物を求めているわけではない。どうかな。そ れもちょっとわかりませんかね。利便性、快適性というのは。
- ○会 長 物質的な豊かさから、精神的な心の豊かさを目指してみたいな、そう いう言葉が矛盾なく入れられるようであれば、ちょっと工夫していただ いたらいいと思うんですが、ここ難しいところですね。

- ○事務局B 今、副会長のお話にもわかる面はあります。今ちょっと事務局でもやったんですが、6行目の「私たちは、利便性や快適性を求めて限りある資源を消費する現状から」ということで、あっさり書いているんですけれども、こういうことがどうなったかぐらいをちょっと書いて、それから転換を図る必要があるというふうな表現というのはどうかなとちょっと今考えているんですけれども、もう少し利便性が求めた結果を表示することによって、それによっての内部サイドの変換の必要性への加筆を考えてみようかと考えておりますが、いかがなものかと。どうでしょうか。
- ○会 長 非常に大変困難なことだとは思うんですが、そこの辺を書くのは難しいところですよね。利便性や快適性を求めて資源を損失する現状で起こった問題点を少し挙げてもいいと思うんですが、また限りなくたくさん書かないといけないということになるので、具体的な問題を少し挙げていただいて、文章として続けていかないと、箇条書きでまた表とか入れると、限りなく範囲がふえてしまうので、文章でちょっともう少し適切な挿入句がないか、ちょっとご検討をよろしくお願いいたします。

では、もし皆様からのご意見がないようでしたら、委員Bから緑化に関するご質問、ご提案があると伺っていますので、よろしくお願いします。

○委員B 今回の内容に直接関係ないかもわかんないんですけれども、明石市の 環境ということで、ちょっと提案といいますか、お話しさせていただき ます。

実は、きのう県の緑の募金に関する委員会があったんですけれど、そこで1枚の紙を見せられて、明石市の状況を見せていただきました。そしたら、明石市というのは、ずっとここ5年ぐらい、5年よりもっと長いかもわからないんですけれど、緑の募金の実績がゼロなんですね。兵庫県でも明石市だけという、そういう実績があるようで、明石市は何かこの緑の募金自体からも辞退したいというような話があったけれど、何とかそれは辞退はとまっているようなんですけれども、こんな状態です。

実は、その緑の募金自体は、明石市にも戻ってきていて、例えば学校 の緑化ですとか、いろんなところで明石市にも恩恵を受けているわけで すね。さらに、今度24年度の森林ボランティア活動支援事業ということで、1団体当たり300万円ぐらいのボランティアの方々に助成が出るということなんですね。この300万円ってものすごく大きなお金で、大体ほかの市町を見ても、100万円前後ぐらいのお金しか集めていないんですけれども、その300万円というのが今度出るんですけれども、明石市はお金を1銭も出していないから、この助成は明石市には出さないということではないと思いますけれども、ただ明石市とこの緑の募金に全然出さないという、何か理由があるんでしょうか。

- ○会 長 ちょっと私も資料を先ほど見せていただいたんですが、市町緑化推進 委員等による緑の募金の実績というのがありまして、その中で明石市が ずっとゼロであるという、ちょっと他の市町と比べますと特異な結果に なっているんです。そもそも、これは基本計画の議論から少し外れるかもしれないんですが、緑の募金の窓口というか、主体みたいなものは市にないんでしょうか。
- ○事務局B 市に以前は、ここ何年間かはなかったかもわかりませんが、市の窓口というのは、県がたしかされていて、市にはこれをかけていただいているようには思います。ただ、ちょっとその詳細は今わかりませんので、これにつきましては担当部局とも含めてちょっと調べまして、また次回の審議会の中で調整結果なりをお知らせしたいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。
- ○会 長 よろしいでしょうか。
- ○委員B 多分、公園緑地の方だと思うんですけれども、この恒例で各市町が集めたお金の半分は市町に戻ってくるわけですね。それを使えるわけです。ですから、地球環境課は多分あまりお金がないと思うので、ボランティア団体なんかに援助するときに、もう地球環境課が担当していただいて、お金を集めて、ボランティアの方のためにお金を配っていただくというのもいいんじゃないかと思うので、よろしくお願いします。
- ○会 長 それと、今、委員Bからご提案いただいたこのことすら、多分どこで こういう意見を出せばいいのかというそのことがちょっとわからないと ころもあるので、ここでご提案いただかざるを得ないということがある わけです。地球環境課とは直接関係ないかもわからないんですが、次回

の環境審議会でどこが担当されていて、これがどういう経緯でゼロがずっと続いているのかということぐらいは、お返事をいただきまして、今後こういうことがあったときに、どこでどういうふうに提言したらいいのかという、ちょっとその手だてくらいお答えいただきたいと思います。この緑の募金とか、非常に重要なことですよね。個別計画の生物多様性の方でも、議題でもあるかもしれないのですが。

- ○委員B 生物多様性にかかわる事業に対して資金援助するということが出ているんです。そのときに応募するときに明石が何もやっていないので、応募の段階で落とされるという危険性はないとは思いますけれども。
- ○会 長 そうですね。ちょっと直接のご担当ではないかもしれませんが、どういうふうな仕組みになっていて、この問題をどこで訴えるのかぐらいは、お返事いただきたいと思います。
- ○委員B はい、すみません。
- ○会長 よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。ほかに、この素案についていかがでしょうか。はい、委員E。
- ○委員E 32ページの行動指針なんですけれど、上から2行目に「方針を定めることになっており」と書いてあるんですけれども、それから3行下には「以下に示す方針に基づいて、環境行動を進めていきます」と書いてあります。それで、例えば「市民・事業者の行動指針」というところを見ていくと、結局最終的には市民の環境行動指針として行動例というのが幾つか出ているんですけれど、これが指針と考えていいですか。何が指針なのか、ちょっとよくわからないですけれど。
- ○会 長 すみません。32ページの今おっしゃったのはすみません、何行目で しょうか。一番最初。
- ○委員E まず、文章の2行目に「指針を定めることになっています」という条例で定めることになっていますと書いてありまして、それから3行下には、「以下に示す方針に基づいて環境行動を進めていきます」と書いてあります。それで、そのすぐ下に具体的な環境行動については、各個別計画を参考にするものとしますというふうに書いてあるんですけれども、そしたらその行動指針というのは、どこに書いてあって、どのことを言っているのかがよくわからないんですけれどね。その以下の(1)の「市

民・事業者の環境行動指針」とあって、1)で「市民の環境行動指針」と書いていますけれども、その1)の市民の環境行動指針の下に書いてある4行が指針なんですかね。その下に「行動例」となっているので、指針というのがどのことを言っているのか、何かわかりにくいように思うんですけれど。

- ○会 長 指針というのはこれですみたいなそれがないということですね。
- ○委員E そういう意味じゃないのかなと思うんですけれどもね。指針を定めますと書いていますから。それが最終的にはずっと下を読んでいくと、行動例となっているので、どこが指針なのか、ちょっとよくわかりにくいのかなと思うんですけれど。行動例を示すというのが、指針なんですか。
- ○会 長 その行動指針というのは、ここに書いてある「市民は」から「役割になります」みたいなところが、一応指針なんだという意味なんですね。 その指針を具体的に行動例で示すと、以下のように、例えばそうですということで、指針というのがここの4行に書いてある、このことそのものが指針なんだということですよね。方針というかですね。そういう意味ですか。
- ○委員E 例えば、市民の環境行動指針ですと、1)の「市民の環境行動指針」 とゴシックで書いてある下にある4行の文章がこれが定めた指針という ことなんですか。
- ○会 長 そうですね。つまり、指針といっても、その方向性を、ちょっと抽象的なんですが、こういうふうに向かっていってくださいねという、こういうことが必要で、こういう役割を担っていますということそのものが指針なんですという意味ですね。ここで挙げていらっしゃるのは。
- ○委員E そしたら、一番最初の第6章が始まったところの5行目のところに、 「以下に示す方針に基づいて」という方針はどこのことを言っているん ですか。
- ○会 長 つまり、ここの文章でいうと、方針イコール指針になりますね。
- ○委員E もし、方針と指針が一緒なら、そういうふうに書いておかれた方がいいと思うし、何かすごく読み出すと混乱すると思うんですね。指針とあって、方針に基づいて環境行動を、最後は参考にしてくださいというふうになっていると、どれが指針なのか、中身は何ですけれど、ちょっと

よくわからなかったんです。

- ○会 長 要は、一番単純なのは、この方針という言葉を指針に変えてしまった らいいということですね。
- ○事務局C 文言につきましては、ちょっと見直して、またそのような誤解を招か ないように全体、文章につきましては修正させていただきます。
- ○会 長 そうですね。指針とか方針とか言われて、読んでみると、どれがどうなのかというのがちょっとややこしいということがありますので、ちゃんとその言葉と後の文章が対応するように、もう少しまた見直していただくということにしましょう。
- ○副会長 そういう指針らしくするために、次の「市民の環境行動指針」の文章 の中で、2行目、最後が「行動が必要です」となっていますが、これは 「行動します」という言い切りの形の方が、指針らしいというか、そう いう書かれているその4行が指針らしく見えるような文章にしていただいたら、誤解が生じにくいと思います。
- ○会 長 例えば、今、副会長からご意見のように、「行動します」で、次の段落で「役割を担います」。私たちはこうするんです、みたいな言い方にすれば、指針らしくなるということですよね。だから、そうするとほかの事業者の行動指針だとか、いろいろ同じようなトーンで書かれないといけなくなると思いますので、これも市の環境行動指針で、「努めていきます」とか「導入を推進しています」とか、そういうふうな書き方になっているので、各主体が能動的にやるみたいな言葉に変えてしまった方が統一がとれると。指針という感じがするということですね。
- ○事務局B わかりました。環境行動指針の中で、それに向けて、それを行うために具体例の行動例をここに記載しているんですけれども、例えば今の市民の環境行動指針というのを1)で表現しておりますけれども、全体を四角でくくってしまって、これを行っていくためには、こういうふうな具体的な行動例がありますとか、つなぎ言葉を入れながら、皆さんにその指針とその具体的な行動例の区別化が図れるような、読めるような形で表現したいと思います。
- ○会 長 委員 E、よろしいでしょうか。
- ○委員E 事業者の行動指針というのも市がつくられるんですか。33ページの

事業者の環境行動指針というところ。

- ○事務局C これも市がつくります。
- ○委員E 市がつくられるんですか。
- ○事務局 C はい。
- ○委員E 事業者の方には、何かこういう指針で、そういうすり合わせというか、 されるんですか。そうじゃなくて、あくまでも市としては、事業者はか くあるべきということで出される、そういうスタンスですか。
- ○事務局C こちらから事業者としてこういうことをやっていただきたいという意味合いのものですので、こちらからのある意味一方的になるかもしれませんけれども、そういったものです。
- ○会 長 これは、しかし低炭素社会に向けてとか、自然共生というのは、それ ぞれの個別計画があって、その中でいろいろ役割を書いてあるわけです から、それを抽出したものになっているんですよね。それをまとめると、 ここの指針で書かれている文章に必然的になるという形なので、市が考えて押しつけているというものではないですよね。
- ○委員E 例えば、その表現もすごく「調和した行動が必要です」とか、消極的 な書き方になっていますからね。そのあたりの表現を。変えられた方が。
- ○会 長 そうですね。「必要です」みたいなところを、もう少し能動的な表現に 変えていくと。ちょっとここのところの文章の表現をよろしくお願いい たします。

委員G。

○委員G 最後の33ページのところで、2点ほどあるんですが、「市の環境行動 指針」というのがありまして、黒の太字で行動が書いてあります。ここ にはここだけ「行動例」が抜けているんですね。それが1点ですね。

> それと、その中のその下の文章を見たときに、例えば2番目ですか。 この辺はもう上に書いてあることとだぶっている部分がかなりあるのかなというのと、逆に3番目ですね。「環境の取り組みについての情報を市民・事業所に提供するとともに、市民・事業者から情報を集約し、情報を共有します」というのは、これはどちらかといえば行動指針の方に入るのではないかなと。何ページか前にネットワークをつくって云々ということもあったと思うんですけれども、ちょっとその辺が市と市民とそ

れから事業所の行動例のものと随分トーンが違うなという感じがちょっとします。ですから、やっぱり市としてやるべきものがあると思いますので、その辺のところをちょっと表現、同じようなタッチで表現してもらった方がいいかなと思います。

○会 長 ありがとうございます。ちょっとこれやっぱり全体をよく見ないと、 今ここでどういうふうに直すということを具体的に示すのは難しいと思 うんですが、委員Gのご意見は、この「市の環境行動指針」と書いてあ る、まずその行動の「行動例」という例がないので、上と合わせる必要 があるというのと、書き方を合わせる必要があるのと、1つ目、2つ目 ではなく、3つ目がこの基本計画でうたっていることで、重要なことが 書いてあるので、この優先順位というか重要度を考えて、もう少し並び 方とか、場合によっては3つ目に書いてあることを上の文章の中に入れ てしまうとか、行動指針としてですね。重要なことがわかるような並べ かえとか表現をちょっと調整した方がいいということですね。はい、あ りがとうございます。

はい、どうぞ。

○副会長 この行動指針の書き方から分析しますと、一番最後の市の環境行動指針の方は、これは市が自分でやろうということで、何とかしますという書き方になっているわけですね。ところが、最初の市民・事業者というのは、これは市の立場で書けないということで、何とかしますという言い切りができない。市民団体が自分たちでこうしますというのを持ってくれば、ここのところにそれを載せられると。あるいは、事業者がみずから、こうしますというふうに指針を持ってくれば、多分同じように、この2と同じような形に書けたんだと思います。

ですから、そこの書き方をどうするかという話をして、もうこの市民のところの指針というのは、もう市民がみずからそういうふうに宣言したような形で書き出すのか、それとも別の方式をとるのか、そこのところを決めないと、市としても書きにくいんじゃないかというふうに思ったんですけれど、いかがでしょう。

〇会 長 ありがとうございます。32ページの第6章「環境行動指針」という ところを見ていただいて、4行目に「環境行動指針とは、『市、事業者及 び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針』であり、以下に示す方針に基づいて、それぞれの立場から環境行動を進めていきます。」というふうになっているんですね。では、この指針というのは、だれが決めるのかと。「配慮すべき指針であり」。

○事務局B この環境基本計画では、最初、当初必要ですという形で表現しているのは、行動指針というのは、それぞれ事業所、個体個体がありますので、いろんな形での指針というのは、そういうところでまた作成されるべきものだとありますし、市民の方も市民団体とかいう中でもやっぱり、明文化するということが絶対だということではないですけれども、ある意味で言ったら指針というのが存在するんじゃないかなということで、「必要です」というふうな表現になっていると思います。

また、これは行政計画ですので、最後は行政の立場としてこういう形をしていきますというふうな表現ですね。だから、あくまでも行政としては、能動的に書ける部分は行政だけだというふうな解釈のもとで、こういう構成にはなっているんです。

だから、最後の具体例というのがないというのは、行政に関しては行動例ではなしに、現実に例を挙げるものではなしにやっていくものという形の計画ですので、例ではないような形で例にはなっていない。例えば、市民とか事業者の方には、行動例という形でこの中で示しているというふうに私どもちょっと考えているんですけれども、いかがなものでしょうか。

○会 長 先ほどの事務局からのご意見ですと、市の環境行動指針というのは、 私たちがやりますということを言っているわけなので、例ではなくて、 もうはっきり言っているんだということですね。他の市民・事業者の行 動指針については、必要です、行政計画なら行政の立場としてこういう ことが必要なんですというふうに言っている。そういう表現にもともと なっているわけなんですが、先ほどの副会長からのご意見ですと、「行動 します」みたいなことにした方がいいんじゃないかというご意見もあっ たんですが、難しいですね。

これは、本当に行動例と書いてあることも、個別計画の中でも具体的にあったことで、書いてあることで、それを抽出して書いてあるものな

ので、この基本計画でどう書くか、省資源、省エネルギーの行動が、行 政の立場から言うと、必要ですということになる。だけど、行動指針と いうことからいうと、行動しますというふうな表現になるんじゃないか ということなんですが。

- ○副会長 ちょっといいですか。すみません。もし、仮にここでこういうことが必要ですという書き方にしておいたとしても、この行動指針というのはどこかでつくられなければいけないものなんですよね。こういう必要性がありますというふうに、行政の立場からは書けないから、こういうものが必要ですという言い方でとどめておくというお話でしたけれど、じゃこれは一体いつどこでその指針というのがつくられるのかということを、この中にちゃんと書いておかないと、それが結局できないということにもなってしまう。ですから、そこのところもきちっと書いた上で、こういう点について考慮して行動指針をこういうところでつくってそれを実践していかなければいけませんみたいなところまで書き切らないと、書いただけで本当に実現されるのかという、そこら辺の保証がなくなってしまうのではないかというふうに思うんです。
- ○事務局B ちょっと、ここを能動的に書くというふうなお話というのも非常によくわかります。ちょっとそこら辺のところの考え方自身も、やっぱり行政としても整理しておく必要があると思います。

1つは、「必要です」という形で行政が投げかけるのも1つですけれども、一応は基本計画ということで、行政サイドからのしますというふうな行動指針例と言うたらおかしいですけれども、という形での能動的な表現を用いるというもの、指針としての意味合いもあろうかと思いますし、ちょっとやっぱり若干おっしゃるように、それぞれの言葉がいろいろつながっていないのが非常に誤解を招く原因にもなっていようかと思います。ちょっとそこら辺は、一度整理してみます。なかなか、今こういう形でというのは、お伝えしにくいところでもあるんですけれども。

○会 長 結論は今言えないですね。だから、指針とか方針だとか、いろんな言葉が出てきてしまっているのが、まず混乱を招いているので、そこを統一するということと、この行政計画としての基本計画の中でこの指針というのを能動的に書くのか、行政としてこういうふうにしたらいいんじ

ゃないですかみたいな形をするかとか、必要ですというような書き方をするか、これは十分ご検討いただいて、統一的な表現にどのお立場からどう言っているのかということを、統一的な考え方に基づいてまとめていただきたいと思います。今、本当に結論にしてしまうと危険なので、これは検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

- ○副会長 もう一つだけ、すみません。 5 章と 6 章なんですが、 5 章が「計画の推進」で、 6 章が「環境行動指針」となっていますが、内容的によっては 5 章を環境行動指針にして、 6 章がその実行の体制ということで、計画の推進ということもあり得るんですけれど、ここでこの並び方にしているのはなぜでしょうか。
- ○会 長 はい。
- ○事務局B ちょっと間違っていたら訂正していただいて。結局、順番として最初 に5章として行動指針があって、6章としてその全体を含めての計画の 推進がある方がいいんじゃないかというご指摘ですね。
- ○副会長 そういう構成もあるかと思ったんですね。そうではなく、こういうふうにされているのはなぜですかという。
- ○事務局B 今のご意見を参考に、少し構成を考えてきます。
- ○会 長 結局、個別計画で挙げられているような行動例が、ここの基本計画の中にも入っていないので、これは具体的に抽出して言う場所がここまでなかったので、行動指針として具体的に入れているみたいな感じがあるんですけれど、環境行動指針という言葉で入れないといけないのかなという感じがあるんです。環境行動指針じゃなくても、具体例としてはこんなことがありますよということを、もうちょっとばらまいておいたらいいんじゃないかと思います。環境行動指針という改めてそういう言葉で表現するから、何か非常にややこしいことになるのではないかと思うんですよね。つまり、推進施策とか、計画の大きな柱としてぱっと挙がっている中で、計画の推進とかいって、最後に行動指針というのが出てきていて、すごく唐突な感じがあるので、ここの事例としてはこういうことがあって、こういう目標に向かってやっていってくださいねということがあって、こういう目標に向かってやっていってくださいねという

ると思いますので、これは全体にかかわることですので、もう少しよく 考えて組み方とか考えていただいたらと思います。

- ○副会長 こういうおっしゃった、施策というのがあって、行動指針とがどうい うふうに関係しているのかとか。
- ○会 長 一般的に、今のところで一番最後になっていて、これがすごくぼんと 重要なことなんだというふうに出てきているんですけれど、そういう印 象を受けるんですが、ちょっとここが環境行動指針というのがすごく唐 突な感じですね。順調に進んできた中で。今さらこういうのが出すのが、 必要であるのかというふうな感じがあるので。

はい、委員B。

- ○委員B よろしいですか。今、会長が言われたように、行動例みたいな例で出 したらいいんじゃないんですかね。
- ○会 長 改めて指針というから変な感じがするのではないでしょうか。
- ○委員B 行動例にすれば、一番最後に持ってきていてもいいんじゃないかと思 うんですけれど。
- ○会 長 そうですね。行動例とすれば、非常に用語集の前の少し軽いものとして位置づけられるので、個別計画から持ってくると、行動例としてはこういうものがあるんですみたいな、そういう位置づけでいいんじゃないかと思いますので、もう少しご検討いただきたいと思います。

では、時間の関係もありますので、次の議題の2なんですが、この明 石市環境基本計画のネーミングについてなんですが、事務局からご提案 いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局C この計画のネーミングなんですけれども、個別計画では「ストップ温暖化!」とか、「つなごう生き物のネットワーク」というような冠をつけた、あるいは今、審議中の一般廃棄物処理基本計画につきましても、「みんなでつくろう循環型のまち」という、そのテーマを一言でわかるようなフレーズを入れておるんですけれども、この基本計画についてどういうネーミングでいこうかということを市民会議で議論したんですが、そのときに基本計画だから、あまりそういうものにせずに、時期的なものを入れて、「第2次明石市環境基本計画」にしてはどうかという意見が大半でした。ということで、事務局としましても、「第2次明石市環境基本

計画」ということで提案させていただきたいと思います。

ありがとうございます。 3ページ、今のこの素案の 3ページをごらん () 会 長 ください。この3ページの図1-1「本計画の位置づけ」というのが、 個別計画とこの基本計画の関係がよくわかるように表現してあるわけな んですが、昨年度までにやってきた「低炭素社会のまちあかしプラン」 というのは、「ストップ温暖化!」という非常に市民と共有できるような 目標で「ストップ温暖化!」というふうなネーミングをつけられていて、 生物多様性につきましては、「つなごう生き物のネットワーク」、一般廃 棄物の方は、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」という、よ り行動に移しやすいように市民と密接なネーミングがつけられたわけな んですが、この基本計画はその上位計画で、行政計画として非常に重み のあるものなのです。ネーミングをつけて、軽いというとちょっと言葉 が悪いかもしれないですが、そういうものにせずに、「第2次明石市環境 基本計画」のままで、もうネーミングをつけないで、重々しい名前のま までいってはどうかと市民会議からもご意見があったし、行政でもそれ をお考えになっているということなんですが、よろしいでしょうか。

> では、これはネーミングをあえてつけないで、「第2次明石市環境基本 計画」としていくということで、ご了承いただいたと思います。

ありがとうございました。

では最後、その他なんですが、何かありますでしょうか。

○事務局C その他といたしまして、今後のスケジュールについて、再度ご確認させていただきます。参考資料の4をごらんいただきますでしょうか。こちらのペーパーの下の部分、点線の四角で囲ったところが今後のスケジュールとなります。本日、第3回の環境審議会で、この後、市民とともに考える会とパブリックコメントで市民意見の募集をいたします。その意見を反映させて、最終案を作成しまして、12月上旬に第5回目の市民会議を開きまして、そこで議論いただいて、またその意見を反映させて修正して、12月中旬に最後の環境審議会、ここで最終案を決定させていただきたいと思いますので、また委員の皆様におかれましては、ご足労いただくことになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長 ありがとうございました。参考資料 4 をごらんいただきますように、きょうのご意見に基づきまして、この素案を修正すべきところを修正して、このパブリックコメントにかけて市民の皆さんからのご意見をいただくと。それから、12月の上旬に市民会からもう一度またご意見をいただいて、パブリックコメントに対してどういうふうに対応したかと、おそらく対応表が出てきますね。それを示しながら最終案をまとめて12月中旬の環境審議会にかけると。それでもう完成ということなんですね。というステップを踏むということです。

何かご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いたします。はい、 委員G。

- ○委員G もとに戻ってしまうんですけれど、6章の、さっき5章、6章は逆にとか、行動例という形でした方がいいんじゃないかというような話がありましたが、その中で新しい30ページのネットワークという言葉が今回かなり出てきています。その中で、それぞれ市民、事業者、市ということでの3者が協働してやっていかなきゃいけないんですけれども、それの役割という言葉がよく文章を見たら書いてはあるんですけれども、やっぱり市民側としたらぱっと見たときに、こういう形で進めていきますよと。こういう行動で例がありますよと、例えば。その前に役割はそれぞれがこういう役割をしましょうよというようなものも、ぜひ入れていただきたいなと思いましたので、最後によろしくお願いします。
- ○会 長 今の最初の委員Gのご意見も含めて考えますと、環境行動指針というよりは、この各主体の役割と行動事例と書いた方が、すっきりしますよね。そういうふうな形で訂正いただいた方がいいのではないかと思いますので、ちょっと今本当にここで決めてしまうのはあまりにも短絡的になると思いますので、皆さんからいただいたご意見によって調整させていただいて、まとめていただきたいと思います。

ほかに全体通して何かご意見ございますか。

○副会長 また、15ページの環境像のところなんですけれど、「めざす環境像」のところが、最初が低炭素社会の異常気象というのもありますけれど。 それから、温暖化の話ですよね。それからその次に多分循環型社会の話があって、その次に自然共生の話があって、私たち一人一人がという話 になるんですけれど、これまでの順番だったら、真ん中の資源、循環型のところと、それから共生の話、これを入れかえたらどうかというふうなことを提案させていただきたいんですが。まず、温暖化の話があって、それから明石市は瀬戸内海の温暖な気候のもとという自然共生の話があって、最後にその資源の消費の話が来て、ライフスタイルという言葉が出てくるので、ライフスタイルという言葉でつながって、最後の明石市の環境を守り育てなければいけないというところにつながった方が、何かすっきりとするし、その後の章の構成もそうなっていますので、その方がいいのではないかというふうに提案させていただきます。

○会 長 ありがとうございます。今までも別に優先順位というわけではないですが、温暖化、生物多様性、循環型という順番になっていて、この内容もそういう順番で述べられているところが多いので、それに合わせた順番に入れかえた方がいいのではないかということなんですが、ここの「めざす環境像」のところは、ものすごく思いを込めて練って練って練り上げたものと聞いていますので、そういうふうなニュアンスを失わないようにして、もし可能であればおかしくなければ、順序を変えていただいたらいいと思います。

ちょっとこれもよく読んで考えないと、全体の思いが途切れてはいけないので、途切れないように、可能であれば変えられるようであれば、順序を今までの順序に変えていただいたらいいと思います。

ありがとうございました。

それでは、かなりたくさんのご意見をいただいたと思いますので、ほかに何もないようでしたら、これで本審議会を閉会したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、これで閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午前11時32分)